千葉市
地域再生支援事業
（マンション建替え支援）

地域再生（イメージ）
築年数の経過したマンション（団地）の建替えにあわせて戸建て住宅街区等を創出。

大規模団地の居住環境の再生（マンション建替え）を進める管理組合等に対し、計画策定、設計、工事に要する費用の一部を助成します！

補助金手続きの流れ（イメージ）

補助金①「計画策定」

事前相談 → 補助金申請 → 計画策定 → 完了報告 → 補助金交付

補助金②「設計・工事」

補助金申請 → 設計・工事 → 完了報告 → 補助金交付 → 竣工

※補助金の交付を受けようとする管理組合等は、上記の手続きとは別に、計画（地域再生計画）の認定手続きが必要です。
※申請手続きを円滑に行うため、住宅政策課との事前相談をお願いします。
※補助要件など事業の詳細は、住宅政策課までお問い合わせください。

令和２年度申請受付期間（**計画策定:1 件**）：

2020年 6 月1日（月）～6 月15日（月）まで

※応募多数の場合は抽選。上記期間内に応募がない場合は、
2020年12月18日（金）まで延長して先着順で受付。

補助対象となるマンション（団地）等

（１） 耐用年数の 1/2 以上を経過
（２） 区分所有者が 10 人以上
（３） 敷地面積が原則 10,000 ㎡（1ha）以上
　　戸建住宅団地を計画する場合は 20,000 ㎡（2ha）以上
（４） 「計画策定」にあっては建替え推進決議がなされている管理組合、
　　「設計・工事」にあってはマンション建替えを行う施行者（建替組合等）

補助対象となる計画（事業）の要件

国の補助要件のほか、次に掲げる要件に適合することが必要です。

(1)近隣環境に配慮し、景観等一体となった計画（事業）であること

○千葉市景観計画に適合するよう努めること　など

(2)子育て世帯に配慮した計画（事業）であること

○専有面積が 55 ㎡以上、かつ、一定のバリアフリー化対策やホルムアルデヒド対策等を付した住戸が総住戸数の 1/2 以上であること　など

(3)地域コミュニティ活性化に配慮した計画（事業）であること

○総住戸数に応じた必要面積を有する集会場の設置　など

(4)地球環境に配慮した計画（事業）であること

○次のいずれかの基準を満たすこと
建替え後のマンションについて、
・長期優良住宅の認定
　（長期優良住宅の普及の促進に関する法律）
・低炭素建築物の認定
　（都市の低炭素化の促進に関する法律）
・建築環境総合性能評価システム（CASBEE）に基づく評価結果Ａの取得

(5)防災に配慮した計画（事業）であること

建替え後のマンションについて、
○すべてのエレベーターに予備電源付き地震時管制運転装置の設置
○総戸数に応じた必要面積を有する防災倉庫の設置　など

補助率、補助額

	補助率、補助額
計画策定	計画策定に要する費用の 1/2 以内（50 万円を限度）
設計・工事	設計・工事費用のうち、補助対象＊となる設計･土地整備及び共同施設整備等に係る費用の 1/2 以内（１戸あたり 80 万円を限度）

＊補助対象は、国の優良建築物等整備事業（マンション建替タイプ、市街地環境形成タイプ）に該当する建替え。
※戸数は、従前の戸数（建替え後に戸数が減少する場合は建替え後の戸数）で算定。
※補助限度額の加算（工事費の場合）
・市内業者を一定割合以上活用する場合
　…１戸あたり 10 万円
・戸建て住宅街区を整備する場合
　…１戸あたり 20 万円

【戸建て住宅街区の要件】
○当該街区として整備される区域の面積が 5,000 ㎡以上、かつ、従前のマンションの敷地面積の 1/4 以上
○当該街区内の建築物は、一戸建ての住宅（建築基準法施行令第 130 条の 3 に規定する兼用住宅を含む）とし、かつ、最高高さを 10 メートル以下とする　など

※本市予算の範囲内で補助。

【問い合わせ先】千葉市都市局建築部住宅政策課

〒260-8722　千葉市中央区千葉港２番１号 千葉中央コミュニティセンター３階
電話 ０４３－２４５－５８０９　FAX ０４３－２４５－５７９５
電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/jutakuseisaku/05_index.html